

○石垣市財務規則第109条第2項第2号に基づく随意契約の事後公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号における随意契約について石垣市財務規則第109条第2項第2号に基づき公表します。

契約の名称	契約相手方	契約金額	契約期間	契約の相手方を選定した理由
石垣島天文台運營業務委託	石垣市字大川552番地 2階特定非営利法人 八重山星の会 代表理事 通事 安夫	¥2,018,508	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	地方自治法施行例第167条の2第2項に該当するため